

4 人権尊重の教育

1. 人権尊重の教育

(1) 大阪府の人権教育

大阪府教育委員会は、昭和42年（1967年）に「同和教育基本方針」を策定し、「国民的課題」であり、「我が国固有の人権問題」である同和问题（部落差別）の解決に向けて同和教育として積極的に推進してきました。この中では、児童・生徒の就学を促進し、学力を向上させ、その可能性を最大限に伸ばし、教育の機会均等と進路の保障に努めるため、互いが切磋琢磨し支え合う集団づくりや参加型学習等指導方法の工夫・改善、校種間連携、職場体験など、多様な取組みにより、長欠や不就学の解消、高校進学率の上昇など一定の成果を上げるとともに、子どもたちに豊かな人権感覚をはぐくんできました。この経験を生かし人権についての正しい理解を図り様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進しています。

● 人権教育基本方針

人権教育基本方針は、国際人権規約及び子どもの権利条約、日本国憲法及び教育基本法並びに大阪府人権尊重の社会づくり条例等の精神にのっとり、大阪府の教育分野において人権教育を推進するためのものです。これまでの同和教育の成果を踏まえ、教育指導の手法や教職員の体制づくりなど様々な蓄積を生かしつつ、人権教育を推進することが必要です。

● 人権教育推進プラン

人権教育について、「人権及び人権問題を理解する教育」「教育を受ける権利の保障」「人権が尊重された教育」の3側面から基本方向を示し、学校教育、社会教育での具体的施策の推進方向を示しています。このうち、「教育を受ける権利の保障」については、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点に立って推進するとともに、女性、子ども、障がい者、同和问题（部落差別）、在日外国人等の固有の課題についてそれぞれの状況に即して推進することが必要です。

（参考 大阪府教育庁「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」H30.3）

大阪府人権ポータルサイト

ゆまにてなにわ WEB

人権とは？

あなたは人権と聞いて、どのようなことを思いかべますか？ 人権と聞くと、何かむずかしく考えてしまいませんか？ 人権とは、誰もが生まれながらにして持っている、人間として幸せに生きていくための権利です。
（「ゆまにてなにわ」）

大阪府人権白書「ゆまにてなにわ」
大阪府人権ポータルサイト「ゆまにてなにわWEB」

（大阪府府民文化部人権局） <https://www.pref.osaka.lg.jp/kurashi/jinkendanjo/jinken/yumanitenaniwa/index.html>

(2) 人権教育とは

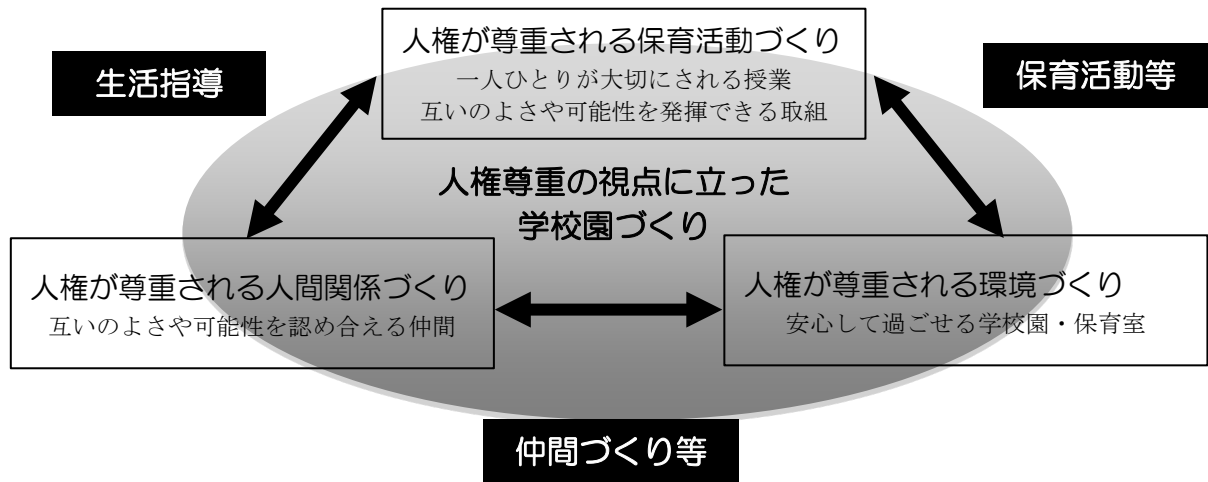
人権教育とは、信頼関係のある学びの場の中で、府民一人ひとりが、かけがえのない生命の尊さや痛み、あるいは人間の尊厳に思いを致し、「人権」を自らの課題として学ぶことを通して、差別のない、一人ひとりの人権が確立された社会の構築に向けた取組であるといえます。

（「大阪府人権教育推進計画」より）

(3) 学校園における人権教育の目標

一人ひとりの児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることが、人権教育の目標です。

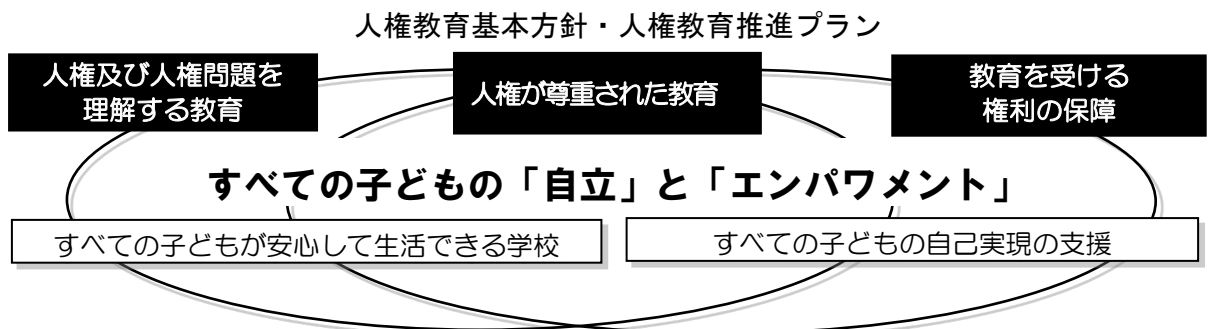
(「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」より)



(4) 人権教育の3つの側面

様々な人権問題を解決し、人権尊重の社会づくりを進めるためには、すべての人々が人権及び人権問題について正しく理解することやすべての人々に教育を受ける権利が保障されていることが必要です。また、人権尊重の精神の徹底を図るためには、すべての教育が人権を尊重したものとして行われることが必要です。このため、人権教育は、「人権及び人権問題を理解する教育」「教育を受ける権利の保障」「人権が尊重された教育」の3つの側面から、また、それらの側面を複合した教育として推進します。

(「人権教育推進プラン」より)



ア. 人権及び人権問題を理解する教育

- 人々が、人権尊重の精神を当然のこととして身に付け、人権という普遍的文化の創造をめざすために、人権保障の歩みや人権についての考え方をはじめ、**女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題(部落差別)、在日外国人、性的マイノリティに係る人権問題等**をはじめ様々な人権問題や、社会の変化の中で生じる新たな人権上の問題等について正しい理解と認識を深めるよう、体系的に人権教育を推進することが重要です。
- 人々が 人権問題を自分自身の問題として捉え、その不合理性と問題の構造を正しく理解し、人権侵害の行為者とならないことはもとより、他人の行為であっても興味本位に煽ったり、逆に無関心になったりすることで結果として人権侵害を助長することにならないよう、鋭敏な人権感覚・人権意識を持つとともに、人権問題解決のために積極的に行動することをめざして人権教育を推進することが重要です。

- 学校教育における人権教育は、様々な人権問題について、単に知識や理解を深めるだけではなく、人権問題の解決に向けた態度を育成するとともに、自己表現力、コミュニケーション能力といった技術・技能の習得を図り、人間関係づくりを深めていくことが重要です。さらに、一人ひとりの幼児・児童・生徒（以下「子ども」という。）に自己肯定感を育むとともに、他者を尊重する態度や自らが権利と同時に義務の主体であるという認識を育成することをめざして人権教育を推進します。

イ. 教育を受ける権利の保障

- すべての人々が社会に主体的に参加できるようにするために、教育の果たす役割は大きいです。このため、すべての子どもに、それぞれの状況に即して教育の機会均等の実現を図るとともに、興味・関心から学習への意欲を育成し、学ぶ喜びを実感させ、自己選択に基づく学習と進路の保障を図ることなどを通して、生涯学習の基礎となる力を育むことが必要です。
- このような人権としての教育は、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点に立って推進するとともに、女性、子ども、障がい者、同和問題（部落差別）、在日外国人等の固有の課題についてそれぞれの状況に即して推進することが必要です。

ウ. 人権が尊重された教育

- 人権尊重の精神を、日常生活における具体的な取組みを可能にする技術・技能や態度の育成にまで浸透させるためには、あらゆる教育の過程において人権尊重の精神が徹底されていることが必要であり、教育活動そのものが人権を大切にしたものとして実施されなければなりません。
- 学校教育においては、教科指導、進路指導、生徒指導等広範な指導が行われていますが、すべての教育活動が、子どもの人権を尊重する視点とそれにふさわしい環境で行われることが重要です。そのためには、指導に当たる教職員が鋭敏な人権感覚・意識を持つことが重要です。
- 教科指導においては、学習者である子どもの立場にたつて、自ら学び自ら考える力の育成を図るとともに、基礎・基本の確実な定着を図るため創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開するなど、個性と創造性を生かす教育の充実に努めることが重要です。
- 学校における集団生活は、家庭から社会生活への第一歩となるものであることから、集団生活を通して、自分の権利と義務を自覚させることや他者を尊重する態度を育成することが重要です。指導に当たっては、一人ひとりの子どもの基本的人権が尊重される集団づくりに努めることが重要であり、自己表現力やコミュニケーション能力、さらには暴力や心理的な圧力によらずに問題を解決できる能力等の育成を通じて、一人ひとりの子どもが、対等な立場で他者との関係を作り、他者を尊重する態度や集団と自己との調和を図る態度を育成することが必要です。

（「人権教育推進プラン」より）

違っていても

あの子は言った
普通はこうだよ

この子も言った
できて当たり前だよ

みんなと同じことがいいことなの
みんなと違うといけないの

あの子に言った
わたしの普通はこれだよ
胸を張って

この子に言った
わたしにはできないの
でも頑張ってるよ

みんなと違うわたし
でもそれがわたし

違っていても自信が持てる
そんな世の中に
なるといいな

（第40回（2021年度）人権啓発詩・読書感想文 詩の部門 小学校高学年の部入選作品） 出典：大阪府人権局

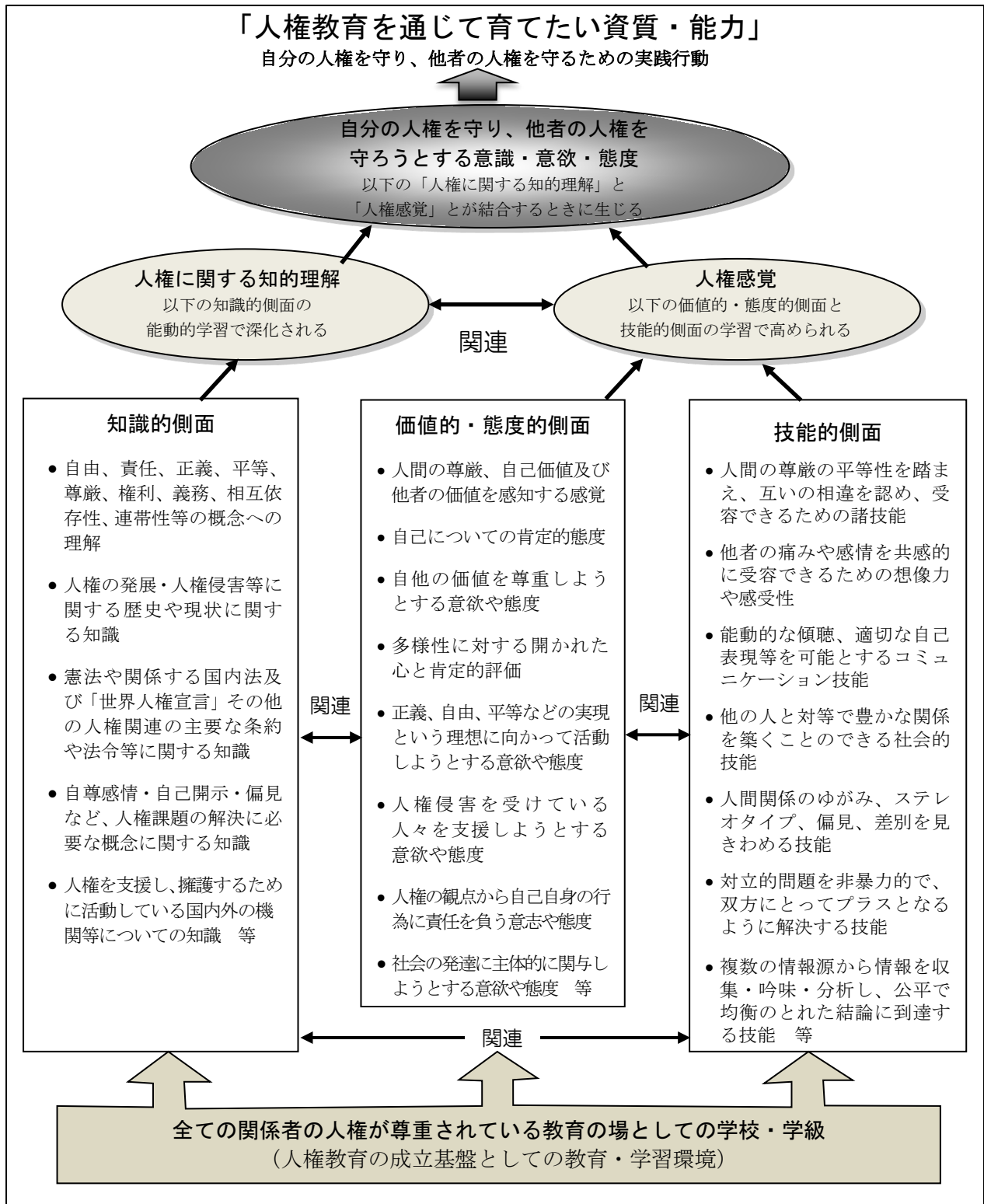
2. 人権教育の推進

(1) 人権教育を通じて育てたい資質・能力

人権教育を通じて培われるべき資質・能力については、

- ア. 知識的側面
- イ. 価値的・態度的側面
- ウ. 技能的側面

の3つの側面から捉えることができます。



ア. 知識的側面

人権教育により身に付けるべき知識は、**自他の人権を尊重したり人権問題を解決したりする上で具体的に役立つ知識**でもなければなりません。例えば、自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務などの諸概念についての知識、人権の歴史や現状についての知識、国内法や国際法等々に関する知識、自他の人権を擁護し人権侵害を予防したり解決したりするために必要な実践的知識等も含まれると思われまます。このように多面的、具体的かつ実践的であるところにその特徴があります。

イ. 価値的・態度的側面

人権教育が育成をめざす価値や態度には、人間の尊厳の尊重、自他の人権の尊重、多様性に対する肯定的評価、責任感、正義や自由の実現のために活動しようとする意欲などが含まれます。人権に関する知識や人権擁護に必要な諸技能を人権実現のための実践行動に結び付けるためには、このような価値や態度の側面の育成が不可欠です。こうした価値や態度が育成される時、**人権感覚**が目覚めさせられ、高められることとなります。

ウ. 技能的側面

人権の本質やその重要性を客観的な知識として知るだけでは、必ずしも人権擁護の実践に十分であるとはいえません。人権に関わる事柄を認知的に捉えるだけでなく、その内容を直感的に感受し、共感的に受けとめ、それを内面化することが求められます。そのような受容や内面化のためには、様々な技能の助けが必要です。人権教育が育成をめざす技能には、**コミュニケーション技能、合理的・分析的に思考する技能や偏見や差別を見きわめる技能、その他相違を認めて受容するための諸技能、協力的・建設的に問題解決に取り組む技能、責任を負う技能**などが含まれます。こうした諸技能が人権感覚を鋭敏にします。

（「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」より）

(2) 豊かな人権意識・人権感覚

学校における人権教育の推進に当たっては、指導者である教職員自身が人権及び人権問題に対する深い理解と認識を持つことはもとより、日常の教育諸活動が、人権が尊重された教育として行われることが必要です。また、教職員にはたゆまない自己研鑽が求められると同時に、子どもと接するときの教職員の日頃の姿勢が重要であり、豊かな人権意識・人権感覚を持ってあらゆる教育活動を展開するとともに、人権学習の指導が円滑に実施できるよう、教職員研修の充実を図る必要があります。

日々の教育実践の中で子どもに豊かな人権感覚を培うためには、子どもを権利の主体として尊重しつつ、子どもの判断力や自己決定力を培い、さらに相手を思いやる心、困難を解決する力、責任感等を育むことを通して子どもの自立を支援するという教職員の姿勢が最も大切です。

（「人権教育推進プラン」H30.3より）

(3) 人権教育と子ども理解

子どもを、背景を含めて理解し、共感することを前提として、子どもの自立的な思考・行動を促し、人間関係づくり・仲間づくりの過程を支援するための技術・技能や態度の形成をめざします。また、保護者や地域との連携の在り方や、組織としての機能を十分に果たせる学校づくりも重要な課題です。

《子どもと接する基本的な姿勢》

ア. 子どもを、背景を含めて理解する姿勢

子どもに教育を保障し、個性を伸ばさせるために、子どもの今ある姿だけでなく、その子どもの**生きてきた背景**を含めて理解することが必要です。このため、子どもの発達段階や心理状態、家庭や社会の状況とともに変化する子ども（若者）文化など、子どもを取り巻く背景について基本的な理解を深めることが重要です。



イ. 子どもの思いに共感し、子どもの立場に立って考える姿勢

子どもは、学校生活を送る中で、自分の生活や学力、将来への不安等、自分の問題、周りの人たちとの関係、地域、社会、世界の動きへの関心など、様々な思いを抱いて生活しています。そうした**子どもの思いに共感し、子どもの立場に立って考える姿勢**が必要です。このため、子ども一人ひとりの置かれている状況や心理を理解し指導にあたるよう、教育相談の在り方とその手法を理解する必要があります。さらに、学校になじみにくい**子どもの心の居場所づくり**など、学校の在り方についても理解を深める必要があります。



ウ. 子どもの自立を支援する姿勢

子どもへの共感的な理解の上に立ち、**自ら考え、判断し、行動する自立した人間**へと子どもを育てることが必要です。指導に当たっては、子どもが**自己肯定感**を持ち、自らの将来を見通し、自立していけるよう支援する姿勢が大切です。このため、一人ひとりの子どもの特性等を洞察する力、評価の在り方、自己肯定感を高める指導方法等、子どもの自立を支援する内容の生徒指導や進路指導等の研修の充実を図ることが重要です。

エ. 仲間づくりを支援する姿勢

子どもは仲間を求め、仲間とともに活動する中で、自己の**アイデンティティー**を形成するとともに、他者への認識を深めていきます。その過程において、様々な葛藤や共感を経験する中で集団としての規範や仲間の大切さを学んでいきます。こうした子どもの集団活動の意義を理解し適切な支援を行うことが大切です。このため、**仲間づくりの意義と目的の理解、仲間づくりの手法、仲間づくりを通じた自己表現並びに仲間づくりに対する適切な支援の在り方等**に関する研修が必要です。
(「人権教育推進プラン」より)



※「星のハート」 “世界でたった一つの星のハート”

星の挿画は、自分の感情に気付き、友達の感情を認め受け入れるスキル学習の教材です。 『OSAKA人権教育ABC—人権学習プログラム—』より

(4) 互いを認め合い共に生きる関係づくりを進めていくために

●教職員の役割

園に通う子どもたちは様々な背景を持っています。子どもたちが互いにつながり合い、尊重し合える関係を作るために、教職員による働きかけが欠かせません。子ども一人ひとりを理解するにあたっては、個別の人権課題について認識を深めることが大切です。

《誰もが自分らしく生きることがするために》…人権教育リーフレットより

ア. 男女共同参画社会をめざす学校づくり

- 性別による決めつけや、決めつけにつながる男女分けなどは、子どもが持っている個性や可能性を狭めてしまうことにつながります。子どもたちが男女という枠組みにとらわれることなく、本来持つ力を発揮できるようにすることが大切です。
- ◆「荷物運びの時は男の子が重いものを運ぼう」といった声かけをしていませんか。
- ◆子どもたちの名前を呼ぶときに、性別に関係なく呼んでいますか(「～さん」など)

イ. とともに学び、ともに育つ

- 障がいは、その人の中にあるのではなく、周りの社会が作り出しています(障がいの社会モデル)。障がい者を「保護の対象」ではなく「権利の主体」として捉えなければなりません。障がいのある人に努力を求めるのではなく、周りの環境や人の意識が変わることが求められています。

- ◆教室の中に、障がいのある子どもと周りの子どもとの間に「～してあげる」「～してもらおう」という関係性がつくられていませんか。
- ◆行事や保育の場面で、障がいのある子どもがどうすれば参加できるかを、子どもたちと考えたり工夫したりしていますか。

ウ. 韓国・朝鮮につながる子どもの人権

- 大阪には、韓国・朝鮮にルーツのある子どもたちが、数多く在籍しており、教職員は韓国・朝鮮につながる子どもたちのことを正しく知ることが大切です。また、多文化共生の視点から子どもどうしをつなぐためには、違いに出会う取組みが必要です。
- ◆園に、韓国・朝鮮につながる子どもがいるかもしれないと思って、日々かかわっていますか。
- ◆韓国・朝鮮のことを肯定的にとらえることのできる機会（遊び・食など）を設定していますか。

エ. 帰国・渡日の子どもたちの教育

- 日本には独特の学校園文化やルールがあり、帰国・渡日した子どもも保護者も自分の経験した文化や習慣とは違うことで、戸惑いを感じる 경우가多くあります。
- ◆弁当の習慣がない国は世界にたくさんあり、そのような人にとって、弁当を作ることは大きな負担です。また、保護者の仕事が不安定な雇用であることも多く、仕事を休めない事情から参観や懇談への参加ができないことがあります。こうした子どもや保護者のおもいに気付いていますか。
- ◆帰国・渡日の子どもが中心となる場面や活動はありますか。

オ. 性的マイノリティの人権

- 就学前に自分の性に違和感や戸惑いを感じている子どももいます。また、男女の枠組みそのものに苦痛を感じる子どももいます。全ての園生活の中で、子どもたちが「ありのままの自分」で過ごせているかどうか、教職員が常に意識していることが大切です。そのため、LGBT等の性的マイノリティに関する理解や知識が求められています。
- ◆園に、性的マイノリティの子どもがいることを前提としたかかわりをしていますか。
- ◆性的マイノリティに関連する絵本を置くなど、多様な性を意識した環境づくりができていますか。

子どもや保護者に寄り添い、その思いを知る

子どもにとって生き方のモデルとなる大人として、教職員の影響は大きいといっても過言ではありません。多様な子どもたちに対して、その背景も含めて寄り添う姿を教職員が見せることによって、周りの子どもたちも関わり方を学びます。また、困っている保護者の相談にのることによって、その子どもへも安心感を与えます。子どもや保護者と話す機会を多くもち、個々の思いに寄り添った支援を園全体で進めましょう。

3. 人権基礎教育

(1) 人権基礎教育とは

幼少期から、人権意識や人権感覚形成の基礎として、生命の尊さに気づき、自分自身を大切にするとともに、人の気持ちを思いやる心を育み、お互いを大切にしようとする態度や行動を育成するもの。

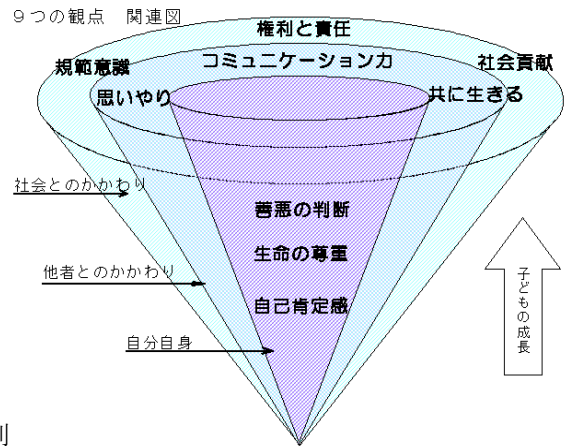
ア. 内容

人権基礎教育の内容として、まず、豊かな人権感覚の基礎として、自己肯定感や、生命の尊さに対する感性と、善悪を判断する力を育てることが重要です。その上にたって、他者の立場や思いを理解し思いやる心、他者とのより良い人間関係を築くために必要なコミュニケーション力、互いの違いを認め合って共に生きる姿勢を育むことが求められます。さらに、一人ひとりが、集団生活のルールや社会規範の大切さに気づき、自他の権利を尊重し、社会の一員としての責任を果たし、社会に貢献する態度を身につけることが大切です。

このことから、次の9つの観点にもとづいて人権基礎教育を推進します。

イ. 人権基礎教育の観点

- **自分が好き ～自己肯定感（自尊感情）**
 かけがえない存在である自分を好きになり、自分自身の良さや個性を自覚し、それをさらに伸ばそうとする。自分に自信をもつとともに、人間への信頼感をもつ。
- **みんな生きている ～生命の尊重**
 自らの生命の大切さを自覚するとともに、自分以外の他者の生命を尊重する。また、みな生命あるものは互いに支えあって生きていることに感謝の念をもつ。
- **よいこと、悪いこと ～善悪の判断**
 何が正しく、何が誤りであるかを区別できる判断力を養い、勇気をもって望ましい行動をとる力を身に付ける。
- **やさしさ、あたたかさ ～思いやり**
 さまざまな人々とかかわりながら、相手の気持ちを思いやり、相手の立場に立って考える力を身に付け、人に対するあたたかい心や共感する心をもつ。
- **つながる、わかりあう ～コミュニケーション力**
 人と接することが好きになり、自分の気持ちや思ったことを表現できる。相手の気持ちや考えを受けとめながら、自分の考えをさまざまな方法で表現するコミュニケーション力を身につけ、豊かな人間関係を築く力を身に付ける。
- **みんな違って、みんな一緒に ～共に生きる**
 いろいろなものの見方や考え方があることを理解し、それぞれの個性や立場の違いを認め、尊重するとともに、共に生きていこうとする態度を身につける。
- **約束やルールを大切に ～規範意識**
 基本的な生活習慣を身につけ、学校園や地域の一員として生活する上で約束やルールが存在することを理解する。さまざまな出来事を通じて、みんなが暮らしやすくするために、約束やルールを作ったりそれを大切にする態度を身に付ける。
- **自分も人も大切に自分の役割をしっかりと ～権利と責任**
 自分と他人の権利を尊重し、権利を行使するにあたっては、同時に他人の権利を守る責任が伴うことを認識し、公正や正義の態度を身に付ける。
- **人のためにすすんで ～社会貢献**
 自らが集団や社会の一員であることを自覚し、自分にできることを見つけ、積極的に協力したり、すすんで行動しようとする態度を身に付ける。



ウ. 発達段階を踏まえて

各学校園が人権基礎教育に取り組むにあたって、その内容を観点別のねらいとして、別表のように取りまとめました。学校教育としての連続性や系統性に留意し、子どもの成長・発達段階に応じて、効果的に人権基礎教育を展開する参考とするものです。

とくに、幼稚園および小学校低学年段階においては、次のような発達段階を踏まえて、人権意識や人権感覚形成の基礎となる態度の育成に重点をおくことが大切です。

<幼稚園段階>

- ・自己肯定感や他人を大切にする心、生命の尊さに対する感性を育む。
- ・遊びや活動を通し、健康で安全な生活を送る習慣を身に付ける。
- ・進んで身近な人とかわり、自然・社会へと視野を広げる。

<小学校低学年段階>

- ・集団や社会生活における人間関係づくりの基礎を育む。
- ・集団生活のルールや社会規範について学ぶ。
- ・他者とのトラブルを解決する経験を通して、他者の気持ちを共感的に理解したり、人を信頼することの大切さに気づき、違いの存在を認める態度を育てる。

『人権基礎教育指導事例集』（大阪府教育委員会 平成16年3月）より

(別表) 人権基礎教育9つの観点別ねらい

観点	自分が好き	みんな生きて いる	よいこと、 悪いこと	やさしさ、 あたたかさ	つながる、 わかりあう	みんな違って、 みんな一緒に	約束やルール を大切に	自分も人も 大切に自分の 役割をしっかりと	人のために すすんで	観点
	自己肯定感	生命の尊重	善悪の判断	思いやり	コミュニケーション力	共に生きる	規範意識	権利と責任	社会貢献	
子どもの成長	○自分の良さを 知り、明るく 伸び伸びと 行動し充実感 を味わう。	○動植物の世 話を通して、 生き物に親し む。また、人 とのふれあい を通して生命 の尊さに気づ く。	○やってもよ いこと、やっ てはいけない ことがあるこ とに気づく。	○家族や地域 の人々など自 分の生活に関 係の深い人々 に親しみをも つ。	○日常生活で の挨拶や言葉 かけ、遊びな どを通して、 自分から友だ ちにつながる 。	○友だちとの 遊びを通し て、お互いの 良さや違いに ついて気づく 。	○正しく規則 的な生活習慣 を身に付ける 。	○家族の一員 として大切に されているこ とに気づく。	○自分の周囲 にある自然や ことがらにつ いて、積極的 に関心をも つ。	
	○自分の成長 には多くの 人々の支援が あり、自分が かけがえのな い存在である ことに気づ く。	○生活の中 で自然や人と ふれあい、生 命の尊さを 知り、生命 あるものを 大切にす る。	○よいことと 悪いことの 区別をし、よ いと思うこと を行えるよ うにする。	○さまざまな 人々とふれあ い、思いやり のある、温か な心で接す る。	○したこと、 見たこと、聞 いたこと、感 じたこと、考 えたことなど を自分の言葉 や様々な方法 で表現する。	○ちがいを認 め合うととも に、人間とし て共通する思 いや願いがあ ることを知 る。	○友だちとの かかわりの中 で生じるトラ ブルに対し、 解決の方法や ルールにつ いて知る。	○友だちや家 族とのかかわ りを通して、 その一員とし ての自覚をも ち、自らの果 たすべき役割 に気づく。	○友だちや地 域の人々との 出会いや活動 を通して、自 分と集団や社 会とのつなが りに気づく。	
	○自分らしさ や自分の良さ に気づくと ともに、それ を伸ばそうと する。	○誕生や成長 についての親 やまわりの人 の思いを知 り、生命の大 切さを自覚 し、自他の生 命を尊重す る。	○よいことは 勇気をもって 行い、よくな いことは勇気 をもってやめ る態度を身に 付ける。	○相手の気持 ちを知り、相 手の立場に立 って、自分の できることを 考える。	○相手の意見 を聞き、また、 自分の意見を 積極的に述べ ることを通し て、コミュニ ケーションが 好きになり、 それを豊かに するスキルを 身に付ける。	○自分の個性 や良さを認識 し、伸ばそう とするととも に、友だちの 個性や良さを 発見する。	○集団生活に おけるルール の存在に気づ き、それら を作ったり守 ったりするこ とを通して、 望ましい生活 態度を身に 付ける。	○身近な人と のかかわり を通して、自 分の権利を主 張することと 同時に、相手 の権利を尊重 することの大 切さを知る。	○自らが集団 や社会の一員 であることに 気づき、自分 にできること を進んです る。	
○自分に自信 を持ち、自己 理解に努め、 自分の良さや 個性を伸ばさ うとすると ともに、人間 への信頼感を 培う。	○自他の生命 を尊重すると ともに、生命 あるものが互 いに支えあっ ていることに 感謝の念をも つ。	○何が正し く、何が誤 りであるかを 判断し、適切 な行動がとれ るようにす る。	○さまざまな 人々とかかわ ることの大 切さを理解し 、接しようと する態度を 身に付ける。	○コミュニ ケーションを 通して問題を 解決したり、 豊かな人間 関係を築こう とする態度 を身に付け る。	○性や障害の 有無、民族や 言語などの 違いに気づ き、多様性を 認め合い、向 上心をもって 共に生きてい こうとする 態度を身に 付ける。	○家庭や地域 社会との日常 的なかかわ りの中で起 こる身近な 出来事など を通して、 約束やル ールを大切 にする態度 を身に付け る。	○自他の権利 を尊重すると ともに、社会 や集団にお ける自分の 役割と責任 について考 え、果たさ うとする。 公正と正義 の態度を 身に付け る。	○自分の住 むまちや地 域活動・ボ ランティア 等に興味 をもち、自 分が他の 人のため にできる ことを見 つけ、行 動しようと する態度 を身に 付ける。		

(2) 人権基礎教育を取り組むにあたって

ア. 効果的に推進するために

すべての教育活動は、人権が尊重されたものとして、またそれにふさわしい環境で行われることが必要です。そのためには、まず教職員が鋭敏な人権感覚・意識をもつことが大切です。とりわけ、幼少期においては、子ども一人ひとりの発達の特性を十分に理解し、その多様な教育課題を明らかにして、調和のとれた発達の基礎を築くことに努める必要があります。指導に当たっては、以下のような姿勢をもって進めることが大切です。

<子どもと接する姿勢>

①子どもを、背景を含めて理解する

- 子どもの気持ちを聞き、子どもを受容し、多様な面をトータルに理解する。
- 子どもの発達段階や心理状態、家庭や社会の状況など、子どもを取り巻く背景を把握する。

②子どもの思いに共感し、子どもの立場に立って考える

- カウンセリングマインドをもち、学習・生活・進路等の希望や不安を受けとめる。
- 子どもとの信頼関係づくりに努め、すべての子どもが心の居場所をもち、存在意義を感じられるようにする。

③子どもの自立を支援する

- 自己肯定感や自分への自信を育て、他者を受け入れ、夢と目標をもって努力する姿勢を育てる。
- 一人ひとりのちがいを認め、個性を尊重し、子どもの自主性・積極性を伸ばしていく。

④子どもの人間関係づくりを進め、仲間づくりを支援する

□協力することや仲間の大切さを実感しながら、お互いの良さと違いを認め合える対等な関係づくりを進める。

□自己表現力やコミュニケーション力をつけ、もめごとや問題を平和的に解決する力をつけるようにする。

※特に幼児に対しては、遊びや人とのかかわりを通して、人間形成の基礎を培う

□教職員は、幼児が精神的に安定するためのよりどころとなるとともに、自身の行動（生活態度や言葉遣い、人との接し方、社会規範、善悪の判断、等）が幼児のモデルとなるように意識し実践する。

※特に低学年児童に対しては、仲間と一緒に生活体験の中で、社会性を育てる

□友だちや、地域の人との出会いを通して、社会生活上の基礎的なルールを身に付けるように支援する。

<連携と対応の姿勢>

①保護者・地域社会の人々と連携する

□子どもを中心に据えて、保護者の思いを受けとめ、信頼関係づくりに努め、保護者の子育てを支援する。必要に応じて、適切な呼びかけや啓発、助言等を行う。

□地域に開かれた学校づくりをめざして、地域の人との出会いやつながりを大切にし、協力を進める。

②組織として対応する

□お互いの個性を發揮しながら、男女協働参画の視点に立って、教職員のチームワークを高め協力して対応する。

□子どもを多様な観点から理解するとともに、めざす子ども像や方針等を一致させ、組織的に取り組む。

イ. プログラム化にあたって

<スキル（技能）の習得をめざして>

人権教育を進めるためには、知識・理解を深めるだけでなく、自分自身の行動原理や態度を育成するとともに、自己表現力やコミュニケーション力などの必要な技術・技能の習得を図る必要があります。これに関連して、WHO（世界保健機関）では、日常生活で生じるさまざまな問題に対して、効果的に対処するために必要な能力として、10のライフスキルをまとめ、トレーニング（訓練）のためのプログラムをつくっています。すなわち、(1)自己認識、(2)共感的理解、(3)コミュニケーション、(4)対人関係、(5)創造的思考、(6)批判的思考、(7)感情への対応、(8)ストレスへの対応、(9)意志決定、(10)問題解決、のスキルです。これらは青少年の健康教育だけでなく、人権教育においても必要な技能であり、また人権基礎教育の9つの観点、及び上記の、子どもと接する姿勢とも共通した部分が多くあります。人権基礎教育に取り組むにあたって、こうしたスキルの獲得について意識しながら取り組む必要があります。

<効果的な手法を取り入れて>

学習の手法については、知識伝達型にとどまらず、参加・体験型学習を取り入れるなど、効果的に人権感覚・人権意識を高められるよう工夫し、充実を図ることが大切です。参加・体験型学習では、お互いに意見を出し合い、受け入れながら、合意を形成するやりとりを通じて、ちがいを認識する力やコミュニケーション力、集団にかかわる技術・技能等の能力が高まることが期待できます。

具体的な手法としては、読み物教材や絵、ワークシートをはじめ、ロールプレイや聞きとり、交流や話し合い、行動など多様な方法があります。また、ボランティア活動や自然体験活動、地域の文化・伝統に親しむ活動をはじめ、地域での聞きとりや調査など、子どもたちの興味・関心を引き出し、体験を通して心を豊かにするような工夫が大切です。さらに今後、映像メディアやインターネットの活用、詩歌や郷土の歴史人物のエピソードを取り入れる等の取り組みが考えられます。

《参考資料》

大阪府教育庁 Web ページよりダウンロードできる人権教育資料

- ・ 「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」 [H30. 3改訂]
- ・ 「大阪府人権教育推進計画」(大阪府) [R 4. 9 改定]
- ・ 「在日外国人に関わる教育における指導の指針」 [R 6. 2]
- ・ 「互いに違いを認めあい、ともに学ぶ学校を築いていくためにー一本名指導についてー」 [R 6. 3改訂]
- ・ 「教職員による児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために～未然防止・子どもの立場にたった適切な対応の指針～」 [H29. 5改訂]
- ・ 「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するためにQ A集」 [H15. 3]
- ・ 「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」 [H15. 7]
- ・ 「人権基礎教育指導事例集」 [H16. 3]
- ・ 「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」 [H25. 3改訂]
- ・ 「いじめSOSチームワークによる速やかな対応をめざしてーいじめ対応プログラムⅠ」 [H19. 6]
- ・ 「『いじめNO!』宣言 子ども・大人・地域 みんなの力でーいじめ対応プログラムⅡ」 [H19. 8]
- ・ 「体罰防止マニュアル(改訂版)ーこの痛み 一生忘れないー」 [H19. 11]
- ・ 「私たちからはじめるメッセージ 心と心をむすぼうーいじめ対応プログラム実践事例集ー」 [H20. 7]
- ・ 「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」 [H21. 3] 追加資料 [H25. 3]
- ・ 「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～」 [H23. 3] 要点編 [R 1. 12]
- ・ 「(人権リーフ)『ともに学び、ともに育つ』学校づくりをめざしてー『障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律』についてー」 [H29. 11]
- ・ 「子どもたちが安心して過ごせる学級づくり」 [H29. 11]
- ・ 「性の多様性の理解を進めるために」 [R 2. 4]
- ・ 「ネット上の偏見・差別について考える学習活動体系」 [R 6. 9更新]
- ・ 「教職員人権研修ハンドブック」 [R 7. 3更新]



■ 文部科学省 Web ページよりダウンロードできる人権教育資料

- ・ 「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]」(文部科学省) [H20. 3] 補足資料 [R 6. 3]

■ 大阪府教育センター作成の資料

- ・ 「OSAKA人権教育ABCー人権学習プログラムー」 [H19. 3]
- ・ 「OSAKA人権教育ABCPart 2ー集団づくり[基礎編]ー」 [H20. 3]
- ・ 「OSAKA人権教育ABCPart 3ー集団づくり[探究編]ー」 [H21. 3]
- ・ 「OSAKA人権教育ABCPart 4ー人権教育としてのキャリア教育ー」 [H23. 3]
- ・ 「OSAKA人権教育ABCPart 5ー子どもの学びと育ちをつなぐ 連携から協働へー」 [H25. 3]
- ・ 「クラス・学級 集団づくりガイドブック」 [R 2. 3]
- ・ 人権教育研修動画シリーズ [R 7. 3更新] (各動画約 15 分間)

人権教育や個別の人権課題についての基本的な内容を、ワークを交えコンパクトにお伝えしています。

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/douga/page.html

動画タイトル

R 6. 3 作成

- 「人権及び人権教育の基礎」
- 「一人ひとりの子どもを大切にする集団づくり」
- 「子どもの権利について考える」
- 「性の多様性について」

R 7. 3 作成

- 「障がい者の人権」
- 「学校におけるジェンダー平等教育について」
- 「帰国・渡日の子どもたちの教育」

■ 大阪府教育委員会作成の人権教育資料

- ・ 「こどもエンパワメント支援指導事例集～こどもを暴力の被害から守る～」 [H18. 7]
- ・ 「人権教育のための資料 9」 [H21. 3]
- ・ 在日外国人教育のための資料集(DVD)「違いを認め合い 共に生きるために」 [H22. 6]、増補編 [R 5. 3]
- ・ 「ヘイトスピーチの問題を考えるために」 [H29. 6改訂]
- ・ 「人権教育教材集・資料」(CD) [H28. 10] ・ 教員用の手引き [H28. 10] ・ 人権教育実践事例集 [H29. 6]
- ・ 「人権学習のための資料集(DVD)」 [H28. 増補]
- ・ 「拉致問題に関する理解のために」 [H30. 3]

《人権に関する最近施行された主な法律・条例》 ◆-----◆

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（R3一部改正）
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=425AC0000000065>
- 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）（H28）
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=428AC0100000068>
- 部落差別の解消の推進に関する法律（H28）
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=428AC1000000109>
- アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（R1）
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=431AC0000000016>
- 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（R5）
https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=505AC1000000068_20230623_000000000000000
- 大阪府人権尊重の社会づくり条例（R01改正） <https://www.pref.osaka.lg.jp/o070020/jinken/jourei/index.html>
- 大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例（性の多様性理解増進条例）（R1）
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070020/jinken/sogijourei/index.html>
- 大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例（ヘイトスピーチ解消推進条例）（R1）
<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/36094/00000000/jyourei.pdf>
- 大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例（R5改正）
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070030/jinken/internet/jourei.html>
- こども基本法（R5）
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=504AC1000000077>

《参考資料》 ◆-----◆

OSAKA 人権教育 

■Part1 一人権学習プログラム－(H19. 3)

- I 人権学習を進めるに当たって、大切にしたい観点や留意点、育てたい資質や能力を整理
- II プログラムとアクティビティを紹介(7章 20 節で構成)
A自分と仲間、B働き方と生き方、C文化と生活、D地域と社会参加 E偏見と差別、F歴史と人間、G社会・世界と人権

■Part2 一集団づくり [基礎編] ー (H20. 3)

- 序章 集団づくりの意義と内容 1章 子どもを見つめる 2章 クラスづくり 3章 子どもどうしをつなぐ
- 4章 子どもどうしが深くつながるために 5章 対立から対等の仲間関係へ

■Part3 一集団づくり [探究編] ー (H21. 3)

- 6章 Part3作成にあたって 7章 授業を通した学習集団づくり 8章 人権学習と集団づくり
- 9章 すべての教育活動を通した集団づくり 10章 集団づくりを進めるためのネットワーク
- 11章 集団づくりを進めるための絵本の活用(章末に絵本リスト)

■Part4 一人権教育としてのキャリア教育ー (H23. 3)


- I 編 理論・整理編 1章 人権教育としてのキャリア教育 2章 キャリア教育のカリキュラム作成にあたって
- II 編 プログラム編 1章 自分・生活 2章 仲間・つながり 3章 男女の共生 4章 家族・仕事・労働
- 5章 地域・社会・権利

■Part5 一子どもの学びと育ちをつなぐ連携から協働へー (H25. 3)

- 序章 校種間接続・連携の必要性和意義 1章 保育所・幼稚園・認定子ども園と小学校との接続・連携
- 2章 小学校と中学校の連携 3章 中学校と高等学校との連携 4章 乳幼児と中・高校生の交流/小学生と高校生の交流
- 5章 異年齢交流・異学年交流 6章 支援学校と地域にある学校園所との交流及び連携

人権教育リーフレットシリーズ

人権が尊重された、安全で安心な学校づくりに向けて、喫緊の様々な課題について、教職員研修等に活用できるリーフレットを作成しています。 https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/leaflet/page.html

	いじめ対応のポイント/いじめの対応②	※	同和問題（部落差別）の基礎知識	
	子どもの虐待①②	※	偏見と差別に気付く	
	子どもの貧困①②	※	出会いから学ぶ	
	セクシュアル・マイノリティの人権①②	※	就職差別撤廃と公正な採用選考	
	子どもへの体罰	※	差別の中を生きた人々（室町・江戸時代）	
	食物アレルギーのある子どもへの配慮	※	差別解消の取組み（明治時代以降）	
	ネット・スマホの問題と子どもの人権	※	教育を受ける権利と識字	
	ともに学び、ともに育つ①②	※	アイヌの人々の人権	※
	韓国・朝鮮につながる子どもの人権①②	※	情報化社会における子どもの人権	※
	帰国・渡日の子どものための教育①②③	※	ハンセン病問題に学ぶ①②	※
	男女共同参画社会をめざす学校づくり①②	※	ヤングケアラーについて	※
	SDGs と人権教育	※	マイクロアグレッションについて考える	※
	新型コロナウイルス感染症に関わる偏見や差別	※	アンコンシャス・バイアスに気付く	※